

緊急経済対策の実施状況について

(平成21年12月8日閣議決定)

厚生労働省

山井和則厚生労働大臣政務官説明資料

雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を昨年12月から緊急的に実施

- ・ 中小企業 → 昨年12月2日から実施
- ・ 大企業 → 昨年12月14日から実施

<具体的な措置>

雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

※ 現行要件:最近3ヶ月間の生産量が直前3ヶ月間又は前年同期比で原則として5%以上減少していること。

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。
- 休業等を実施する前に、実施計画を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請をすることになっている。
- 本年度の予算額は、約6,500億円。

助成内容

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:2/3 中小企業:4/5
 - ・ 労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10
ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,685円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:4,000円 中小企業:6,000円

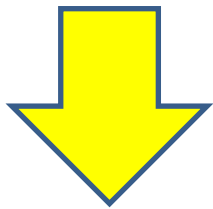
実績

- 平成20年12月に、雇用調整助成金の助成内容等を中小企業向けに拡充した中小企業緊急雇用安定助成金を創設して以来、利用が急増。
- その後も、事業主等の要望を踏まえ、累次に渡る支給要件の緩和等を行った結果、昨年11月現在の実施計画ベースの事業所数は約81,000事業所、休業等の対象者数は約186万人となっている。

新卒者支援対策の強化

関係機関の連携強化

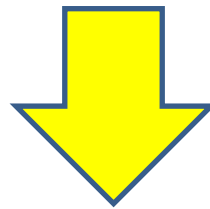
47都道府県労働局の各ハローワークに緊急学卒支援窓口を設置し、高校との連携を強化



・12月に通達を発出し、速やかに実施中

就職面接会の積極的な開催と周知徹底

企業説明会、就職説明会を積極的に開催するとともに、学校や学生・生徒、企業への周知を徹底



・12月に通達を発出
・就職面接会は2月末までに132回を開催予定

求人拡大の要請

日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会に対し、文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣が直接採用拡大を要請

加えて、文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣の連名にて、業界団体等に対し、新規学校卒業者の採用拡大に努めていただくとともに、加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出



・12月22日に大臣要請を実施し、要請文を発出

その他の事項

第二次補正予算成立後 速やかに実施

- 「住まい対策」の拡充
- 「住居・生活支援アドバイザー」の配置
- 就職安定資金融資の要件緩和
- 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員
- 新卒者体験雇用事業の創設
- 重点分野雇用創造事業の創設
- 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- 待機児童解消への取組
- 「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置
- 現行高齢者医療制度の負担軽減措置
- 国産ワクチンの生産能力向上
- 新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成
- 医療機関における設備整備

実施に向けて作業中 (審議会での検討を経るべきものを含む)

- 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充
- 母子家庭等の在宅就業支援
- トランポリン型の「第2のセーフティーネット」の確立
- 雇用保険の非正規労働者に対する適用拡大
- 雇用保険の国庫負担の引き上げ
- 休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)